

(別紙2)

消費者意識アンケートの結果等及び今後の対応

令和8年3月24日

担当課	消費生活センター
連絡先	0859-34-2760

1 アンケート結果を反映した事業の状況

アンケート結果は、今後の消費者行政施策を検討するうえで参考にするとともに、「鳥取県消費者教育推進計画」で設定している KPI (重要業績評価指数) の達成度を図る参考指標として活用します。

2 記述意見に対する対応方針

<設問>

消費生活について、お気づきの点やご意見・ご要望などがありましたら、ご記入ください。(自由記述)

意見	対応方針
金融商品や投資にかかる知識の勉強の場があると いいと感じる。	金融経済教育は官民共同で組織する「とっとり金融経済教育推進センター」が主に実施しています。 消費生活センターにおいても消費者教育の観点から同センターと連携をとって講座等のテーマに盛り込んでいきます。
子どもたちへの消費者教育や金銭教育の実態はどうなっているのか。	各学校では学習指導要領のもと、学年に応じた消費者教育、金融経済教育が行われています。 消費生活センターでは、教育機関へ講師派遣を行うほか、教員を対象とした消費者教育研修を実施し、学校での消費者教育に対して支援を行っています。
消費生活、消費者問題等のさらなる情報周知を情報周知する方法と媒体等手段も踏まえて情報発信してほしい。 消費者教育、講習会では、さらなる地域活性化への寄与と最近の問題、注意点、傾向にも配慮したテーマを実施してほしい。	消費生活センターでは、あんしんトリピーメールや各種 SNS 等で消費者トラブルの注意喚起を行うほか、月1回、新聞へ啓発記事を掲載し、消費生活に関する情報の発信に努めています。 また講座では、消費者トラブルに関する情報のほか、思いやり消費(エシカル消費)を

	<p>取り上げ、地産地消や地域特産品を購入する等の地域活性化に寄与する消費行動の重要性を啓発しています。</p>
<p>スーパーで買い物をしていた時に、商品に記載してある産地とポップで表示されていた産地が異なることがよくあった。</p>	<p>本県では、鳥取県食品衛生監視指導計画に沿って、スーパー等で販売される食品の表示の確認を行っています。</p> <p>不適切な表示が行われることがないように引き続き販売店等に対し、適正表示の周知等を行います。</p>
<p>詐欺にあいそうになったことがあるが、何事も上手い話はないことを伝えてほしい。</p>	<p>消費生活センターでは、あんしんトリピーメールや各種 SNS、新聞での記事掲載、講座や研修の開催などにより、消費者トラブルを防止するための情報発信に努めています。</p> <p>今年は午年でもあることから、「ウまい話にご用心」と題して、チラシ・ポスターによる周知のほか、YouTube、Instagram 等の CM で啓発を展開していきます。</p>
<p>エシカル消費について太陽光発電に使用しているパネルは中国ウイグル地区の強制労働で作成されているという話があるが、鳥取県で使用する太陽光パネルは中国製の使用を中止するように県民に説明しているのか。</p>	<p>太陽光発電産業に関する国際的な人権問題については、業界団体である一般社団法人太陽光発電協会が「太陽光発電産業の人権問題に関する取り組み宣言」を行い、会員企業や関連事業者に対し、人権を尊重した事業活動を行うことを推進しています。</p>
<p>高齢者の詐欺被害が多いので対策をしてほしい。</p>	<p>消費者トラブルに加え、特殊詐欺対策をテーマとした講座の開催も、県警と連携し今後も企画していきます。</p> <p>また、市町村等とも連携し、地域の高齢者等を地域で見守る体制づくりを進めていきます。</p>
<p>消費生活相談員のような方に気軽に相談できる体制（場所、時間の拡充、web の活用等）を充実させてほしい。"</p>	<p>県内では東部、中部、西部の3か所に県の消費生活相談室が設置されているほか、すべての市町村に消費生活相談窓口が設置されています。ぜひお気軽にご相談ください。</p> <p>また、電子申請サービスを用いたメール相談も行っていますのでご利用ください。</p>